

福玉便り

2021年1月1日発行

通巻 第88号

発行:『福玉便り』編集委員会 NPO法人埼玉広域避難者支援センター・(一社)埼玉県労働者福祉協議会

協力:生活協同組合コープみらい埼玉県本部

連絡先:NPO法人埼玉広域避難者支援センター 〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館1F TEL0120-60-7722



2021年に幸あれ

皆さん、お変わりございませんか？

2021年から10回目のお正月を迎えようとしています。

昨年「新年の挨拶」からの月日を振り返りますと、2020年は忘れることができない一年になるのは確実と思われまます。『福玉便り』2020年1月&2月号(81号)、3&4月号(82号)にはどこにも「新型コロナウイルス」の文字はありません。2月中まではイベントや交流会もカレンダー通りに開催され、クルーズ船内における集団感染の情報は気がかりでしたが、変わりのない生活を送っていた気がします。2月下旬から会合の開催が徐々に検討されるようになり、3月に入ってから学校の一斉休校、公的な場所の閉鎖等により、早くから準備をして「3月」を迎えたというのにも思いもよらない形で多くの交流会やイベントも中止せざるを得なくなりました。4月&特別号(83号)では、屋外での黙とうのみで行った「3・11追悼式」を報告しています。

4月に緊急事態宣言が発令され、5月&6月号(84号)はコロナ禍による生活相談等の情報に紙面を割きました。行動制限により2021年以来コツコツと積み上げてきたつながりが途切れてしまうのでは、と不安に襲われました。感染した人への容赦ない中傷、情報の混乱からの社会への不信など、同じような事態が福島の原発事故の後に起きていたことが思い出され、私たちは何も学んで来なかったのだという無力感にも苛まれました。そうした中、紙面での呼びかけに対して多くの子供用マスクが届きました。「自粛中でも出来ることを」「誰かの役にたてば」というお気持ちが届いてきて、怖いのはウイルスだけではなく不安や不信が拡大することだと気づきました。自由に会えない時だからこそ変わらぬ「福玉便り」で届けようという思いが強まりました。

ともあれ今また感染が拡大し、しばらく各自で予防に努めるしかなさそうです。「三つの密を避ける」「ソーシャル・ディスタンス」といった言葉が飛び交っていますが、物理的距離は感染防止で開けざるを得なくとも、見えない心の距離はむしろ詰めたいものです。不安な事があつたり、話したい気分になったら、どうぞ相談センターにもお電話をおかけください。どのようなことでも結構ですので、メールもお待ちしております。

2021年、近しく感じてもらえるような便りをお届けしたいと思います。引き続き、よろしくお願ひ申し上げます。



『福玉便り』編集部

第4回 福玉オンライン交流会を開催します！

会って話したいけど、難しい！という状況が続いていますので、2021年もオンラインでの交流会も続けます。

スマホで簡単に参加できます。はじめてZoomを使う方のために説明させていただきますので、ご安心ください。ぜひお気軽にご参加ください。お待ちしております。(交流会担当・薄井)

第4回福玉オンライン交流会

日時：2021年2月20日(土)

14:00~16:00ごろ(入退室自由)

会場：オンライン会議(ZOOMの予定)

▽参加方法▽

1. 相談センターに電話(0120-60-7722)で以下のことをお伝えください。
①名前 ②電話番号 ③メールアドレス
2. 後ほどこちらからZoomのURLをご連絡します。



ふるさと探訪・3・11を忘れない 浜通り交流会バスツアー

あゆみの会・ふくしまと繋げる・福島とつながるプロジェクト

●藤田 博司（双葉町）

あゆみの会主催、埼玉労協「福島と繋げる・つながるプロジェクト」共催のGOTOトラベルに参加させていただきました。

ンが山積みされ、別の所には工場や家屋が解体されたとと思われる廃材がコンクリートや金属等と分別されて積まれてありました。双葉駅の西側の、上（カミ）・下（シモ）羽鳥地区は、

越谷駅西口から大型バスに乗り、一路福島県へと向かいました。3月7日に開通したばかりの常磐双葉インターから降りました。一山超えると、黒いフレコ

農業保全管理組合をつくり、今年初めてほうれん草、キャベツ、ブロッコリー等5品目を試験栽培したと聞いております。放射能残留結果が良い事を祈り



ました。田も整理されておりましたので来年は試験栽培を始められるのかと思われました。道路は伝承館の作られた中野・中浜地区まで一部を除き整備さ

●渡部まゆみ（大熊町）

福島一泊の旅

11月福島一泊の旅に出ました。

浜通りを訪れるのは1年数カ月振り。ワクワクとは別に深く重い気持ちがありました。複雑な思いが有りました。

中間貯蔵地と化した私達の地区とは違い新しく生まれ変わる町々を車窓から眺め、双葉伝承館、道の

道の駅なみえでは数年前

います。

に福島県に戻られた芝美江さんに会えました！コロナが人々の身も心も蝕む中、関東から行った者が接すると困ると思いましたがも連絡しませんでした。事前に連絡を受けた美江さんは（勇敢に）会いに来て下さいました。変らない笑顔に癒されました。お元氣そのもの！コロナが落ち着いたら会う事を約束して来ました。

宿泊した「みなとや」さんは松川浦の海に面していました。お刺身に生のホッケキ貝があり甘さに感動食べきれない料理、ホント久々に美味しいお魚を食べました。早朝には明けの明星、海から昇る朝日を拝み合掌。避難以来浜通り（相双）で波の音を聞きながら眠るのも久しい。帰りは中通りを通る行程。フルーツラインを目指

れておりました。

伝承館は、2011年3月11日の東日本大震災の爪痕や、東京電力福島第一原発事故の映像・避難時の車の渋滞・避難所生活の一部が写真等で展示してあります。これらを見ると混乱した当時を思い出しました。敷地内には、双葉町産業交流センターもあり、土産物や食堂等もありました。

その後、浪江の道の駅へ行き、浪江町役場の課長さんから「なみえ復興レポート」のご講話を頂き、帰還困難区域を回って見学しました。

下さったあゆみの会の石上さん、仁さんありがとうございました。一緒に参加された皆様お世話になりました。いつも仲間に入れて下さりお心の優しさとても感謝しています。お疲れ様でした。



新潟県 避難の検証委員会／原子力 防災訓練レポート

新潟県は、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働議論の前提として、福島第一原発事故の「3つの検証」を続けています。「3つの検証」の一つ、「新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会」では、原子力防災について、研究者、病院関係者、弁護士らが、専門的知見と住民の視点から粘り強く議論を続けています。

この委員会は一般傍聴が可能ですが、こういったオープンな議論は、新潟県のみで、他の他県では開催されていません。議論の資料や議事録も、WEB上に公開しています。「こんな時はどう対応すべきだろう」と細かく想定し、大切な議論を行っています。

例えば、2020年10月17日に行われた第13回では、災害時の安定ヨウ素剤の配布・服用についての議論がありました。安定ヨウ素剤は、甲状腺がんを引き起こす放射性ヨウ素の内部被ばくを予防または低減するために、原発事故後、適切なタイミングで服用しますが、その「適切なタイミング」が難しく、放射性ヨウ素に晒される24時間前から、晒された後2時間までの間に服用しなくてはならないものです。

福島原発事故の反省から、現在は原発から5キロ圏内（PAZ）の住民には安定ヨウ素剤の事前配布が行われていますが、5キロ〜30キロ圏内（UPZ）の住民には原則として配布は行われていません（※一部例外地域もあります）。UPZの住民には避難所で配布することになっています。

委員の一人、佐々木寛さん（新潟国際情報大学教授）は、このことを問題にし、「保護者への引き渡しができなかったUPZ内の児童は、安定ヨウ素剤を飲まなくてはならないタイミングで飲めるのか」と発言しました。保護者に引き渡せるまで、保育士や教員が避難所まで連れていくことになっていますが、安定ヨウ素剤の服用の世話までは決まっていないのです。

駅なみえを見学、交流をしました。伝承館はもう見なくてイイかな? ちよん何故なら: 哀しみが蘇るから(一時的な避難でなくも帰る場所も家も無いから: お墓も強制移転御先祖様ごめんさい)

宿泊先に向う途中浪江のソラーパネルの海原に驚かされました。ソラーの波、なみ、ナミ海のように浪江の帰宅困難地域も見ました。その一角には友人も住んでいました。今も遣り取りの有る彼女は那須塩原市に



復興大臣に「広域避難者の実態調査の実施」の要望書を提出しました

への対応が必要な状況であることが、相談支援現場では顕在化しています。

ポートセンター(北海道拠点、東日本大震災・山梨県内避難者と支援者を結ぶ会(山梨・長野拠点)、とつと

埼玉広域避難者支援センターは、福島県からの委託事業(県外避難者への相談・交流・説明会事業)である「生活再建支援拠点(全国二六箇所設置)」の運営を行っています。毎年十一月下旬から十二月上旬にかけて、復興大臣・副大臣、復興庁や福島県の担当課と、生活再建支援拠点とのミーティングが行われますが、その前の十一月二〇日に、京都・滋賀拠点担当のNPO法人・和(なごみ)の大家さんと、埼玉広域避難者支援センターの西城戸が復興庁に出向き、復興大臣宛に「広域避難者の実態調査の実施」という要望書を提出しました。

と福島第一原発事故の発生から十年を迎えますが、今なお全国には、把握している人数だけでも、九四〇市区町村に約四万三千人の避難者が存在しています。数回の転居の末に現在の避難先で生活再建をされた方もおられますが、「全国避難者登録システム」から外れてしまふ必要な支援情報が届かなくなつた方、馴染みのない避難先の土地で孤立が深まつてしまつた方、故郷への思いを抱えながらすぐには帰還できない状況の方、不安定な生活が継続している方や年月の経過によって新たな課題を抱えておられる方々もおられます。

がわからず、きちんとした避難者の名簿すらも存在していないという問題があります。生活再建支援拠点以外にも、県外避難者の支援事業が複数立ち上がっていますが、それぞれの支援事業の受託団体が個別にバラバラの避難者情報を元に支援活動を行っている状態です。震災から十年を迎えるこの時期に、「民間団体等と地方自治体の協働」によって、広域避難者の全体像を把握するための実態調査の実施を要望しました。

10月24日には、新潟県による原子力防災訓練が行われました。8時30分には、「柏崎刈羽原子力発電所で事故が起きた想定で訓練をします」という内容のエリアメールが来訪者である私の携帯にも届きました。実際に事故が起きた時にも、そのことを知らせる特別なメールです。しかし、通話中、パケット通信中、圏外、携帯電話の機種や設定によっては、受信しないこともありま

す。この一報を逃すと、実際の事故や、訓練が行われていることを知る機会がありません。屋外の防災無線は、ひっきりなしに「事故だ、事故だ」とは教えないでしょうし、そもそも、防災無線も使えるかどうか分かりません。役場から無線を流し続けることも、避難になれば不可能です。刈羽村で向つた方のご自宅の壁にかけられていた小型の防災無線機は、その日はなぜか音が鳴らず、窓をあげ、外の防災無線を聞くしかありませんでした。

しかしながら、現時点で広域避難者の現状、全体像がわからず、きちんとした避難者の名簿すらも存在していないという問題があります。生活再建支援拠点以外にも、県外避難者の支援事業が複数立ち上がっていますが、それぞれの支援事業の受託団体が個別にバラバラの避難者情報を元に支援活動を行っている状態です。震災から十年を迎えるこの時期に、「民間団体等と地方自治体の協働」によって、広域避難者の全体像を把握するための実態調査の実施を要望しました。

災害支援ふくおか市民ネットワーク(福岡・佐賀・長崎・熊本拠点)、『うみがめのためご』(大分・宮崎・鹿児島拠点)です。また、要望書の提出時には間に合いませんでしたが、茨城拠点の一般社団法人ふうあいねつと、NPO法人えひめ31(徳島・香川・愛媛・高知拠点)も賛同者です。

福島の事故でも、防災無線は聞いていない、原発事故を知つたのは、10キロ圏外に出た避難所のテレビだった、人づての情報がなかつた、というお話をたくさん聞かせていただきました。こういった面でも、福島原発事故で避難された皆様のご経験から、学ぶことがたくさんあるのでは、と改めて考えています。

要望書の提出者は、NPO法人・和と埼玉広域避難者視線センターの他に、NPO法人・北海道NPOセンター・西城戸)

要望書は、埼玉支援センターのホームページでも公開しています。

要望書は、埼玉支援センターのホームページでも公開しています。

来年三月で東日本大震災

被災地と同様、一人ひとり

に寄り添つた多様なニーズ



編集部・吉田

新型コロナウイルス感染予防のため交流会の開催が流動的な状況が続いていますが、幾つかの交流会が再開しています。各交流会に参加される方は、**体温測定およびマスク着用の上でご参加ください**。また、参加中は**消毒や換気にご協力ください**。詳しくは、各交流会の連絡先にお問い合わせください。なお、今号にも各団体のスタッフ・参加者の方々からメッセージをいただきましたので、あわせて掲載いたします。読者の皆様もぜひメッセージをお寄せください。

25 青空あおぞら
1/24(日)、2/28(日)13:30～16:00
新所沢公民館(司法書士参加)
所沢市 ☎090-8879-0213(SSN・愛甲)

27 おあがんなんしょ
1/24(日)、2/21(日)13:00～15:00「三密、五つの小、心遣いに気を付けてお会いしましょう。」
西公民館第2学習室
ふじみ野市 ☎090-5345-8408(松館さん)

28 ここカフェ@川越
1/6(水)たかはしペンファミリーコンサート17:00～終了後交流会
ウエスタ川越 小ホール
2/11(木)いちご狩りバスツアー
9:00～ムーンバレーパークで交流
川越市 ☎070-5080-4494(鈴木さん)

28 玉兎の会
1、2月の開催は未定となっております。ホームページ、SNS等でお知らせいたしますので、ご確認ください。
さいたま市 ☎090-6128-1948(小林さん)

33 つながり
毛呂山町 ☎090-9032-8116 河井さん

こちらのサイトにも情報があります。
<http://431279.com/>
(SSN震災支援ネットワーク埼玉)

14 春日部つながりカフェ
1/12(火)、2/2(火)13:30～16:00
コーププラザ春日部(司法書士参加)
春日部市 ☎090-8879-0213(SSN・愛甲)

16 あゆみの会
越谷市 ☎090-9425-2001(石上さん)

18 ひまわりの会
川口市 ☎080-5431-0123(島田さん・留守電)

19 さいがい・つながりカフェ
月2回木曜日11:00～15:00
1/14(木)、1/28(木)、2/25(木)11:00～15:00 With Youさいたま4F和室(当分の間、飲食なし、マスク着用。時間内の出入りは自由ですので、それぞれのご都合に合わせてご参加ください。)
☎048-601-3111, tunagari.saitama@gmail.com

24 新座さいがいつながりカフェ
新座市 ☎090-2402-9155(谷森さん)

福島原発事故責任追及訴訟
第35、36回期日
マスク着用のうえ、ぜひ一度傍聴にお越し下さい。1/13(水)、2/24(水)さいたま地裁
<http://fukusaishien.com/>
048-960-0591(みさと法律事務所)

11 羽生つながりカフェ
羽生市 ☎080-5532-7380(薄井さん)

6 オバトン
1/28(木)、2/9(火)、2/25(木)時間は10時30分から12時30分まで、12時30分から14時30分までの2部制です。その時間の前後で研修室で、ぬり絵やパステルアートを行い密を避けています。優しく教えていただき、皆さん楽しくやっています。コロナの収束はまだまだみえませんが、無理のない生活をしてまた元気に会いましょう！キャッスルきさい(騎西文化・学習センター)
加須市 ☎090-6526-8560(藤井さん)

12 お茶っこふるさと会
久喜市 ☎090-6855-7140(木幡さん)

13 生きがいサロン
県外避難者生活相談(無料)
何でもスマホ・パソコン相談(500円)毎週火曜日11:00～15:00
杉戸町 ☎0480-31-0055(すぎとSOHOクラブ小林さん)

15 ひだまり広場
「ひだまり広場はコロナウイルスの影響で当分の間お休みしております。早くこの状況が良くなり、また皆さんと元気にお会いできることを楽しみにしています」
☎080-5006-3310(河原崎さん)

1 双葉町民によるボランティアカフェ
☎090-8879-0213(SSN・愛甲)

3 双葉町老人クラブ女性会 & さいがいつながりカフェ
1/19(火)、2/16(火)10:00～12:00
場所は未定
☎080-5532-7380(薄井さん)

4 加須ふれあいセンター
加須市 ☎090-1650-2874(富沢さん)

5 すくすくのおそび広場
すくすくのおそびひろば:お弁当配布やフチパントリー(食材配布)で粘り強く頑張っています。
小中高生勉強会:3密対策を工夫して、再開しています。毎週木曜 17:00～19:00 市民プラザかぞ(無料)
ミラコバトあそびひろば(上尾シラコバト団地会場)次回は3月にひな祭り企画の予定です。
加須市 ☎090-2411-8598(戸恒さん)

8 東日本大震災に咲く会 ひまわり
「原発事故で我々が受けた誹謗中傷が今また医療従事者、感染者に向けられています。悲しいね、さみしいね。あの時日本中で語られた“絆”は何処へいったのやら…。自分を律しましょう。今正に自分を律する時です。」(ひまわり南相馬支局長 吉田さん)
☎080-3091-6215(橘さん)

10 くまがや結の会
「会員の皆さんは殆んどが高齢者(65歳以上)で、コロナが落ち着くまで、電話やメールにて互いに交換して近況を確かめられています。」
熊谷市 ☎090-7661-9236(林崎さん)

2021年1月30日(土)13:00よりさいたま市内で牛山元美先生による甲状腺検査と健康講話会を開催します。新型コロナ感染拡大の状況次第で変更があるかもしれませんので、ご関心ある方、参加ご希望の方は相談センター(0120-60-7722)までご連絡いただければ幸いです。



東京電力ホールディングス損害賠償請求権の時効について 「東電への損害賠償請求権をお持ちの方へ」

●時効制度

損害賠償請求権には時効という制度があります。交通事故などの一般的な時効期間は3年です。時効期間を経過してしまうと、損害賠償請求しても相手方が「時効により請求権が消滅していますのでお支払いいたしません。」と言って拒否することが可能となります。

なお、東電への損害賠償請求権は、東日本大震災発生後に、事の重大性に鑑みて時効期間が10年となっています。

●東電の態度

東京電力は自社のホームページで「時効期間経過後も最後まで支払います。」と断言しています。でも、これを信用していいのでしょうか。なぜなら時効期間経過後も支払うことが法律で裏付けられている訳ではないからです。

●外圧の可能性(その1)

東電は株式会社です。多くの株主が存在します。東電の株主総会で、「お金を賠償金に使うから会社は赤字続きだ。法律で定められている時効期間が経過したら支払いを止める。その分株主に還元しろ。」などと損害賠償の支払いに反対されて

しまう可能性も無いとは言えません。

●外圧の可能性(その2)

損害賠償金には税金も使われています。これにより、国によって賠償金の予算を「時効期間が経過したから」という理由によって削減されてしまう可能性も無いとは言えません。

●●まずは手続きを!

2021年3月、震災から10年はもう目の前に来ています。

まだ、損害賠償手続きを行っていない場合、何もせずこのまままでいて、後から請求したときに支払いを拒否されるようなことが無いように、まずは動き出しましょう。

発災以来、東京電力への損害賠償手続きに取り組んでいる専門家におつなぎし、手続きのお手伝いをさせていただきます。まずはお気軽にご連絡ください。

お問い合わせ窓口
震災支援ネットワーク埼玉
事務局 愛甲 裕 電話: 090-8879-0213